が、正当な理由がなくて、聴聞に応じないときは、聴聞を行なわないでその処分をすることができる。

2　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により出頭を求めた参考人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

3　建設大臣は、第四十条第一項前段又は第二項の規定による処分をしようとするときは、不動産鑑定士審査会の意見をきかなければならない。

（懲戒処分等の公告）

第四十四条　建設大臣又は都道府県知事は、第四十条又は第四十一条の規定による処分をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（報告及び検査）

第四十五条　建設大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、建設大臣にあつてはすべての不動産鑑定業者について、都道府県知事にあつてはその登録を受けた不動産鑑定業者について、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員にその業務に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言又は勧告）

第四十六条　建設大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業の適正な運営の確保又はその健全な発達を図るため必要があるときは、その登録を受けた不動産鑑定業者に対し、その営む不動産鑑定業に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第五章　雑則

（不動産鑑定士審査会）

第四十七条　不動産鑑定士試験を施行し、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に対する懲戒処分について建設大臣に意見を述べ、その他この法律又はこの法律に基づく政令によりその権限に属させられた事項を処理させるため、建設省の附属機関として不動産鑑定士審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第四十八条　審査会は、委員十人以内をもつて組織する。

2　委員は、不動産の鑑定評価に関する事項について学識経験を有する者のうちから、建設大臣が任命する。

第四十九条　不動産鑑定士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、審査会に試験委員を置く。

2　試験委員は、試験の施行ごとに、審査会の推薦に基づき、建設大臣が任命する。

第五十条　審査会の庶務は、建設省計画局において処理する。

第五十一条　前四条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（不動産鑑定士等の団体）

第五十二条　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする社団又は財団で、建設省令で定めるものは、建設省令で定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に対して、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

第五十三条　建設大臣又は都道府県知事は、不動産の鑑定評価の適正な実施の確保又は不動産鑑定業の健全な発達を図るため必要があるときは、前条の規定

による届出をした社団又は財団に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

（名称の使用禁止）

第五十四条　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者は、それぞれ不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いてはならない。

（農地等に関する適用除外）

第五十五条　次の各号の一に該当する場合においては、当該評価等の行為は、この法律にいう不動産の鑑定評価に含まれないものとする。

一　農地、採草放牧地又は森林の取引価格（農地、採草放牧地及び森林以外のものとするための取引に係るものを除く。）を評価するとき。

二　損害保険の目的である建物の保険価額又は損害塡補額を算定するとき。

三　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による建築士事務所の業務として、建物につき鑑定するとき。

第六章　罰則

第五十六条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けた者

二　第三十三条の規定に違反して、不動産鑑定業を営んだ者

三　第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反して、業務を営んだ者

第五十七条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の手段により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けた者

二　第三十六条第一項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行なつた者

三　第三十六条第二項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行なわせた者

四　第三十八条の規定に違反して、業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を漏らした者

五　第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分に違反して、不動産の鑑定評価を行なつた者

第五十八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　不動産鑑定士試験に関し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

二　第二十六条第一項の規定に違反して、事務所を廃止し、又は設けた者

三　第二十七条第一項の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をした者

四　第二十八条の規定に違反して、書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をして書類を提出した者

五　第四十五条第一項の規定による報告を求められて、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六　第五十四条の規定に違反して、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いた者

第五十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条、第五十七条第三号又は前条第二号から第五号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十条　第十九条又は第二十九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、附則第十八項中建設省設置法第二十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（特別試験）

2　昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験を行なう。

（不動産鑑定士となる資格の特例）

3　特別不動産鑑定士試験に合格した者は、第四条第三項の規定にかかわらず、不動産鑑定士となる資格を有する。

（不動産鑑定士補となる資格の特例）

4　特別不動産鑑定士補試験に合格した者は、第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補となる資格を有する。

（特別不動産鑑定士試験）

5　次の各号の一に該当する者は、特別不動産鑑定士試験を受けることができる。

一　学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に関し通算して十年以上の実務の経験を有する者

二　学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に関し通算して十三年以上の実務の経験を有する者

三　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に関し通算して十五年以上の実務の経験を有する者

四　不動産の鑑定評価に関し通算して二十年以上の実務の経験を有する者

五　行政機関又は政令で定めるその他の機関において不動産の鑑定評価に関する研究、調査、審査又は監督についての責任のある地位にあつた期間が、政令で定める期間以上である者

六　前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

6　特別不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に関する理論及び実務について行なう。

（特別不動産鑑定士補試験）

7　次の各号の一に該当する者は、特別不動産鑑定士補試験を受けることができる。

一　学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に関し通算して五年以上の実務の経験を有する者

二　学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に関し通算して八年以上の実務の経験を有する者

三　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に関し通算して十年以上の実務の経験を有する者

四　不動産の鑑定評価に関し通算して十五年以上の実務の経験を有する者

五　前各号の一に該当する者のほか、政令で定める

ところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

8　特別不動産鑑定士補試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に関する理論及び実務について行なう。

（合格者の決定）

9　特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験の合格者を定めるには、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に関する実務の経験年数を参酌することができる。

（受験手数料）

10　特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

（準用規定）

11　第十一条第二項、第十二条から第十四条まで、第二十条第五号及び第四十九条の規定は、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験に準用する。この場合において、第十三条第二項中「不動産鑑定士試験」とあるのは、「不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験」と読み替えるものとする。

（罰則）

12　特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験に関し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

（不動産鑑定士試験の施行に関する特例）

13　第十二条の規定にかかわらず、昭和三十九年においては不動産鑑定士試験を、昭和四十年においては第三次試験を行なわない。

（不動産鑑定業に関する特例）

14　第三十三条の規定は、この法律の施行の際現に不動産鑑定業を営んでいる者のその不動産鑑定業については、昭和四十年三月三十一日（同日前に第二十三条の規定により登録を申請した場合において、同日までにその申請に対する処分がなされないときは、その処分がなされる日）までの間は、適用しない。

その期限の到来前に締結した契約に基づく債務の履行として行なう不動産の鑑定評価に関しては、その履行を終わる日までの間も、同様とする。

15　この法律の施行の際現に不動産鑑定業を営んでいる者が、引き続き不動産鑑定業を営み、かつ、昭和四十年三月三十一日までに不動産鑑定士補となつたときは、第三十五条第一項後段の規定の適用については、その者が引き続き不動産鑑定業を営んでいる場合に限り、政令で定める日までの間、その者を不動産鑑定士であるものとみなす。

（登録税法の一部改正）

16　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ四の次に次の一条を加える。

第七条ノ五　左ノ事項ニ付キ不動産鑑定士名簿又ハ不動産鑑定士補名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

一　不動産の鑑定評価に関する法律第十五条第一項ノ規定ニ依ル登録

不動産鑑定士	金三千円
不動産鑑定士補	金千五百円

二　不動産の鑑定評価に関する法律第十八条ノ規定ニ依ル登録

不動産鑑定士	金百二十円
不動産鑑定士補	金六十円

（公認会計士法の一部改正）

17 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「又は司法試験第一次試験」を「、司法試験第一次試験又は不動産鑑定士試験第一次試験」に改める。

第九条に次の一号を加える。

五　不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者については、経済学

（建設省設置法の一部改正）

18 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十八号の三を第十八号の四とし、第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第十八号の二」を「第十八号の三」に改め、同条第七項中「第十八号の三」を「第十八号の四」に改める。

第十条第一項の表中

「

宅地制度審議会	建設大臣の諮問に応じて宅地制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べること。

」を

「

宅地審議会	建設大臣の諮問に応じて宅地制度及び不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べること。
不動産鑑定士審査会	不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験に関する事項を処理し、又は不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対する懲戒処分について建設大臣に意見を述べること。

」

に改める。

第十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に関する事務並びに不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者の登録及び監督に関すること。

第二十二条に次の一項を加える。

2 宅地制度審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、建設大臣の諮問に応じて不動産の鑑定評価の基準その他不動産の鑑定評価に関する法律の施行の準備のため必要な重要事項を調査審議するものとする。

（地方税法の一部改正）

19 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　不動産鑑定業

（土地収用法の一部改正）

20 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の規定によつて鑑定人に土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の価格を鑑定させるときは、当該鑑定人のうち少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならない。

第百二十六条中「第五項」を「第六項」に改め

る。

（大蔵・農林・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十三号（昭三八・七・一九）

◎高圧ガス取締法の一部を改正する法律

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　容器、機器及び原料ガス（第四十条―第五十九条）」を

「第四章　容器、機器及び原料ガス（第四十条―第五十九条）
第四章の二　高圧ガス保安協会
第一節　総則（第五十九条の二―第五十九条の八）
第二節　会員（第五十九条の九―第五十九条の十一）
第三節　役員、評議員及び職員（第五十九条の十二―第五十九条の二十七）
第四節　業務（第五十九条の二十八―第五十九条の三十三）
第五節　監督（第五十九条の三十四・第五十九条の三十五）
第六節　補則（第五十九条の三十六）」

に、「第八十四条」を「第八十六条」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「、高圧ガスによる災害を防止するため」を加え、「規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、」を「規制するとともに、高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて」に改める。

第三条第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

二　鉄道車両のエヤコンディショナー内における高圧ガス

三　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス

四　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行なうための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項の航空機内における高圧ガス

六　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号）の適用を受ける電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関

する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第四項の原子炉及びその附属施設内における高圧ガス

第三条第二項中「第五十九条」の下に「及び第六十条」を加える。

第五条第一項第一号中「次号及び第三項に規定する者」を「冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高圧ガスの製造をしようとする者」に改め、同項第二号中「（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「冷凍」を「一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍」に改め、同条第四項中「第一項第二号」の下に「及び前項」を加える。

第六条第二号中「圧縮酸素」の下に「その他の政令で定める高圧ガス」を、「常時」の下に「容積」を加える。

第八条中「左の各号」を「第一号、第二号及び第五号」に改め、「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同条第一号中「製造」の下に「（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、第九条、第十一条、第十四条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十五条第一項に規定する者は、前二項の検査において第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた特定設備に係る製造のための施設につき、通商産業省令で定める期間内に前条の完成検査を受けるときは、当該特定設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十一条第三項中「販売の事業を」の下に「開始し、又は」を加える。

第二十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第一種製造者又は販売業者が第五条第一項又は第六条の許可を受けたところに従つて導管により高圧ガスを輸送するときは、この限りでない。

第二十四条を次のように改める。

（家庭用設備の設置等）

第二十四条　液化石油ガス又は圧縮天然ガス（内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充てんされたものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十七条を次のように改める。

（保安教育）

第二十七条　第一種製造者は、高圧ガスの製造を開始したときは、遅滞なく、その従業者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2　第一種製造者は、前項の規定により届け出た保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

3　第一種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者又は液化酸素消費者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

4　高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は前項の保安教育を施すに当たつて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

第二十八条の見出しを「（作業主任者、販売主任者及び取扱主任者）」に改め、同条第二項中「又は液化酸素消費者」及び「又は事業所」を削り、「通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）」を「通商産業省令で定める区分に従い、高圧ガス販売主任者免状（以下「販売主任者免状」という。）の交付を受けている者のうちから、高圧ガス販売主任者（以下「販売主任者」という。）に、「取扱又は液化酸素の消費」を「販売」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「、第二項」を、「作業主任者」を「その者」に改める。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一種製造者又は販売業者が第五条第一項又は第六条の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

第二十条中「第五十九条」の下に「、第六条」を、「第十四条第一項」の下に「、第十四条の三第一項」を、「製造」の下に「若しくは販売」を、「第八条第一号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設のうち通商産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）については、当該特定設備に係る製造のための施設の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事を完成する前であつても、都道府県知事が行なう検査を受けることができる。

2　特定設備の製造の事業を行なう者は、その製造をした特定設備について前項の検査を受けることができる。

3　第一項に規定する者は、前二項の検査において第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められる者」を「その者」に改める。

は、通商産業省令で定める。

第三十二条（見出しを除く。）中「作業主任者」の下に「、販売主任者」を加える。

第三十四条中「代理者」の下に「、販売主任者」を加える。

第三十五条第一項中「であつて、通商産業省令で定めるもの」を「（通商産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）」に、「都道府県知事が毎年定期に行う」を「通商産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行なう」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特定施設のうち通商産業省令で定めるものについて、通商産業省令で定めるところにより協会が行なう保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

第三十五条第二項中「その施設」を「特定施設」に改め、同条に次の一項を加える。

3　協会は、第一項ただし書の保安検査を行なつたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（定期自主検査）

第三十五条の二　第一種製造者は、製造のための施設であつて通商産業省令で定めるものについて、通商産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十六条第一項中「製造」の下に「若しくは販売」を加える。

第三十七条第一項中「第三項の事業所」の下に「、第六条の販売所（同条第一号の販売所を除く。）」を加え、「若しくは第二種製造者」を「、第二種製造者、販売業者」に改め、同条第二項中「若しくは第二種製造者」を「、第二種製造者、販売業者」に改める。

第三十八条第一項第二号中「第十一条第三項」の下に「、第十四条の二第三項」を加え、同項第二号中「第十四条第一項」の下に「、第十四条の三第一項」を加え、同項第四号を削り、同項第三号中「第十六条第一項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十条の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造若しくは販売のための施設又は高圧ガス貯蔵所を使用したとき。

第三十八条第二項第三号中「第二十八条第一項」を「第二十八条第三項」に改める。

第三十九条第一号中「第二種製造者」の下に「、販売業者」を「製造」の下に「若しくは販売」を加え、同条第二号中「、販売」を削る。

第四十四条第一項中「通商産業大臣が行う」を「通商産業大臣又は協会が行なう」に改める。

第四十五条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を、「合格したときは」の下に「、すみやかに」を加え、同条第三項中「失つたときは、」を「失つた場合において、その容器証明書が通商産業大臣の交付に係るものであるときは」に、「申請し」を「その容器証明書が協会の交付に係るものであるときは協会に申請し」に改める。

第四十九条第一項中「又は」を「若しくは協会又は」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは協会又は」に改め、「合格したときは」の下に「、すみやかに」を加える。

第五十四条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を加え、同条第二項中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を、「認めるときは」の下に「、すみやかに」を加える。

第五十五条中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を加える。

第五十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　協会は、その行なう容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第三項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　高圧ガス保安協会

第一節　総則

（目的）

第五十九条の二　協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第五十九条の三　協会は、法人とする。

（事務所）

第五十九条の四　協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第五十九条の五　協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　会員に関する事項
五　役員に関する事項
六　評議員及び評議員会に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　会計に関する事項
九　公告に関する事項

2　協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第五十九条の六　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五十九条の七　協会でない者は、高圧ガス保安協会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第五十九条の八　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二節　会員

（資格）

第五十九条の九　次に掲げる者は、協会の会員となることができる。

一　高圧ガスの製造の事業を行なう者
二　高圧ガスの販売の事業を行なう者
三　液化酸素消費者
四　容器製造業者
五　高圧ガスの製造のための設備の製造の事業を行なう者
六　前各号に掲げる者の団体
七　高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての専門的な知識を有する者その他定款で定める者

（加入及び脱退）

第五十九条の十　協会は、会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な事由がないのに、その加入を拒んではならない。

2　会員は、いつでも、協会を脱退することができる。

（会費）

第五十九条の十一　会員は、定款で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第三節　役員、評議員及び職員

（役員）

第五十九条の十二　協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第五十九条の十三　会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、協会の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第五十九条の十四　会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

3　役員の任期は、三年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第五十九条の十五　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第五十九条の十六　通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第五十九条の十七　通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長、副会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、副会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第五十九条の十八　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第五十九条の十九　協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合は、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第五十九条の二十　会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（評議員会）

第五十九条の二十一　協会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、会長及び二十人以上三十人以内において定款で定める数の評議員をもつて組織する。

3　評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

4　議長は、評議員会の会務を総理する。

5　評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

（評議員）

第五十九条の二十二　評議員は、定款で定めるところにより、会員が会員（会員が法人である場合には、その代表者又は代理人）のうちから選挙する。

2　評議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

（評議員会の権限）

第五十九条の二十三　次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　会費の額及び徴収の方法
三　その他定款で定める事項

2　評議員会は、前項に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

（評議員会の議事）

第五十九条の二十四　評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは議長が決する。

（職員の任命）

第五十九条の二十五　協会の職員は、会長が任命する。

（役員等の秘密保持義務）

第五十九条の二十六　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員等の地位）

第五十九条の二十七　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節　業務

（業務の範囲）

第五十九条の二十八　協会は、第五十九条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての調査、研究及び指導を行なうこと。
二　高圧ガスの保安に関する技術的な事項について通商産業大臣に意見を申し出ること。
三　第三十一条第三項の講習を行なうこと。
四　第三十五条第一項ただし書の保安検査、第四十四条第一項の容器検査又は第四十九条第一項の容器再検査（以下「保安検査等」という。）その他高圧ガスの保安に関し必要な検査を行なうこと。
五　高圧ガスの保安に関する教育を行なうこと。
六　前各号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第五十九条の二十九　協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3　通商産業大臣は、第一項の認可をした業務方法書が保安検査等の適正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書のうち保安検査等の業務に係る部分を変更すべきことを命ずることができる。

（保安検査等の義務及び検査員）

第五十九条の三十　協会は、保安検査等を行なうべきことを求められたときは、正当な事由がある場合を除き、遅滞なく、保安検査等を行なわなければならない。

2　協会は、保安検査等を行なうときは、通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に検査を実施させなければならない。

3　保安検査等を実施する者（以下「検査員」という。）は、誠実にその職務を行なわなければならない。

4　通商産業大臣は、検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは業務方法書に違反したとき、又はその者にその職務を行なわせることが保安検査等の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、協会に対し、検査員の解任を命ずることができる。

（事業年度）

第五十九条の三十一　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等）

第五十九条の三十二　協会は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財産目録等）

第五十九条の三十三　協会は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

第五節　監督

（監督）

第五十九条の三十四　協会は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告及び検査）

第五十九条の三十五　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（解散）

第五十九条の三十六　協会の解散については、別に法律で定める。

第六十二条第二項中「製造」の下に「、販売」を加える。

第六十五条第一項中「第十四条第一項」の下に「、第十四条の三第一項」を加える。

第七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これらの者が都道府県（政令で定める場合を除く。）であるときは、この限りでない。

第七十三条第二項の表中「三　第十四条第一項の許可を受けようとする者」を「三　第十四条第一項の許可を受けようとする者　六千五百円」に、「六　第二十条の完成検査を受けようとする者　五千円」を「三　第十四条第二項又は第二十条の二第一項の完成検査を受けようとする者　四千円」に、「六　第二十条の完成検査を受けようとする者　六千五百円」を「三　第十四条第一項の許可を受けようとする者　四千円」に、「六の二　第二十条の二第一項又は第二項の検査を受けようとする者　四千円」を「三の二　第十四条第二項又は第二十条の二第一項の検査を受けようとする者　四千円」に、「九　作業主任者免状の再交付を受けようとする者　三百円」を「九の二　販売主任者試験を受けようとする者　八百円　九の三　販売主任者免状の再交付を受けようとする者　三百円」に改め、「容器検査」の下に「（協会が行なうものを除く。）」を加え、「容器検査所の登録を受けた者が行なう」を「協会又は容器検査所の登録を受けた者が行なう」に改め、「容器証明書の再交付」の下に「（協会が行なうものを除く。）」を、「書換」の下に「（協会が行なうものを除く。）」を加え、同条第二項中「その更新を受け

ようとする者」の下に「並びに通商産業大臣が行う容器証明書の書換を受けようとする者」を加える。

第七十四条第一項中「若しくは第十六条第一項」を「、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項」に、「政令で定める区分により、その旨を」を「その旨を当該」に改める。

第七十五条の見出しを「(公聴会等)」に改め、同条中「第八条第一号若しくは第二号」を「第八条第一号から第四号まで」に改め、「第十二条第一項若しくは第二項」の下に「、第十三条、第十三条の二」を、「第四十四条第三項」の下に「、第四十八条第一項第三号若しくは第四号」を加え、「命令を制定しようとするときは」を「通商産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聞くとともに」に改める。

第七十七条の見出しを「(協会又は容器検査所の登録を受けた者の処分についての審査請求)」に改め、同条中「容器検査所の登録を受けた者が第四十九条第一項の規定によつてした容器再検査の結果」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による協会又は容器検査所の登録を受けた者の処分」に改める。

第八十条の次に次の一条を加える。

第八十条の二　第五十九条の二十六の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第十四条の三第一項の許可を受けないで販売のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は販売をする高圧ガスの種類若しくは販売の方法を変更した者

第八十一条第三号中「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「又は第五十二条第一項」を「、第五十二条第一項又は第五十九条の三十第一項若しくは第二項」に改め、同条第七号中「高圧ガス貯蔵所」を「販売のための施設、高圧ガス貯蔵所」に改め、「、詰替」を削る。

第八十二条第一号中「第十五条第一項」を「第十四条の二第一項若しくは第二項、第十五条第一項」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第五十九条の三十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第八十三条第一号中「第二十四条の四」の下に「、第二十七条第一項」を加え、「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改め、同条第二号中「第十三条」の下に「、第十三条の二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第三十五条の二の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

第八十四条中「前四条」を「第八十条、第八十一条、第八十二条又は前条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十五条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五十九条の六第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第五十九条の二十八に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第五十九条の二十九第三項、第五十九条の三十第四項又は第五十九条の三十四第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

五　第五十九条の三十三の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは決算報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第八十六条　第五十九条の七の規定に違反して高圧ガス保安協会という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定、第七十五条の改正規定、第八十条の次に一条を加える改正規定、第八十二条に一号を加える改正規定、第八十四条の次に二条を加える改正規定並びに附則第二条から第七条まで、附則第十二条から第十四条まで及び附則第十六条から第十九条までの規定は公布の日から、第二十八条の改正規定、第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定、第三十八条第二項第三号の改正規定、第八十一条第三号の改正規定中「若しくは第二項」を加える部分、第八十二条第一号の改正規定中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める部分及び第八十三条第一号の改正規定中「第二十八条第四項」に改める部分並びに附則第十条の規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)

第二条　通商産業大臣は、協会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3　設立委員は、前項の認可を申請しようとするときは、会員になろうとする者三十人以上の同意を得なければならない。

4　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第六条　附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時において会員となつたものとする。

(社団法人高圧ガス協会からの引継ぎ)

第七条　昭和十九年一月二十日に設立された社団法人高圧ガス協会(以下この条において「社団法人高圧ガス協会」という。)は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、社団法人高圧ガス協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、社団法人高圧ガス協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により社団法人高圧ガス協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規定）

第八条　この法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に販売業者が使用している販売のための施設については、この法律の施行の日から一年間は、第十四条の二第一項及び第三項中同条第一項に規定する事項に係る部分の規定は、適用しない。

第九条　この法律の施行の際現に高圧ガスの製造を開始している第一種製造者に関する改正後の第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「高圧ガスの製造を開始したときは」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十三号）によるこの条の改正規定の施行後」とする。

第十条　第二十八条の改正規定の施行の際現に改正前の同条第三項の規定により販売業者が都道府県知事に届け出ている取扱主任者は、同条の改正規定の施行の日から一年六月間は、改正後の同条第二項の規定による販売主任者として選任されたものとみなす。

第十一条　改正前の第二十九条第一項の乙種化学主任者免状のうち通商産業省令で定める者が交付を受けているものは、改正後の同項の丙種化学主任者免状とみなす。

2　この法律の施行の際現に改正前の第二十九条第一項の乙種化学主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者であつてまだ同項の乙種化学主任者免状の交付を受けていないものは、改正後の同項の丙種化学主任者免状の交付を受けていないものとみなす。

第十二条　第四章の次に一章を加える改正規定の施行の際現に高圧ガス保安協会という名称を用いている者については、第五十九条の七の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

2　この法律の施行の際現に改正前の第五十九条の三の規定により高圧ガス保安協会の行なう講習を受けている者の当該講習については、この法律の施行後六月間は、改正後の第五十九条の三の規定は、適用しない。

3　前項の認可があつたときは、社団法人高圧ガス協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、社団法人高圧ガス協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により社団法人高圧ガス協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規定）

第十三条　協会の最初の事業年度は、第五十九条の十一の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条　協会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第五十九条の三十二中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

第十六条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本観光協会」の下に「、高圧ガス保安協会」を、「日本観光協会法」の下に「、高圧ガス取締法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に「、高圧ガス保安協会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「日本観光協会」の下に「、高圧ガス保安協会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第二項第六号中「日本観光協会」の下に「、高圧ガス保安協会」を加える。

（法務・大蔵・通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十四号（昭三八・七・二〇）

◎中小企業基本法

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　中小企業構造の高度化等（第九条―第十六条）
第三章　事業活動の不利の補正（第十七条―第二十二条）
第四章　小規模企業（第二十三条）
第五章　金融、税制等（第二十四条・第二十五条）
第六章　行政機関及び中小企業団体（第二十六条・第二十七条）
第七章　中小企業政策審議会（第二十八条―第三十三条）
附則

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。われらは、このような中小企業の経済的社会的使命が自由かつ公正な競争の原理を基調とする経済社会において、国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとつて、今後も変わることなくその重要性を保持していくものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する生産性、企業所得、労働賃金等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとつて大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と経済の著しい成長に伴う労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に小規模企業従事者の生活水準が向上するよう適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の創意工夫を尊重し、その自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図ることは、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成しようとするわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章　総則

（政策の目標）

第一条　国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目途として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資することにあるものとする。

（中小企業者の範囲）

第二条　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が前条の目標を達成するため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

（国の施策）

第三条　国は、第一条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　近代化設備の導入等中小企業の設備の近代化を図ること。

二　技術の研究開発の推進、技術者及び技能者の養成等によつて中小企業の技術の向上を図ること。

三　近代的経営管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によつて中小企業の経営管理の合理化を図ること。

四　中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化（以下「中小企業構造の高度化」と総称する。）を図ること。

五　中小企業の取引条件に関する不利を補正するように過度の競争の防止及び下請取引の適正化を図ること。

六　中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

七　中小企業者以外の者の事業活動の調整等によつて中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図ること。

八　中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること。

（地方公共団体の施策）

第四条　地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第五条　政府は、第三条の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（中小企業者の努力等）

第六条　中小企業者は、経済的社会的諸事情の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、生産性及び取引条件の向上に努めなければならない。

2　中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、第三条又は第四条の施策の実施について協力するようにしなければならない。

（調査）

第七条　政府は、中小企業政策審議会の意見をきいて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

（年次報告等）

第八条　政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　中小企業構造の高度化等

（設備の近代化）

第九条　国は、中小企業の設備の近代化を図るため、中小企業者が近代化設備の設置その他資本装備の増大、設備の配列の合理化等をすることができるように必要な施策を講ずるものとする。

（技術の向上）

第十条　国は、中小企業の技術の向上を図るため、試験研究機構の整備、技術の研究開発の推進、技術指導、技術者研修及び技能者養成の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（経営管理の合理化）

第十一条　国は、中小企業の経営管理の合理化を図るため、経営の診断及び指導並びに経営管理者の研修の事業の充実、経営の診断及び指導のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（企業規模の適正化）

第十二条　国は、中小企業の企業規模の適正化を図るため、中小企業者が企業の合併、共同出資による企業の設立等を円滑に行なうことができるようにする等必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、前三条の施策を講ずるにあたつては、中小企業の企業規模の適正化につき必要な考慮を払うものとする。

3　政府は、特に中小企業の企業規模の適正化を必要とする業種について、適正な生産の規模その他の適正な企業の規模を定め、これを公表しなければならない。

（事業の共同化のための組織の整備等）

第十三条　国は、第九条から前条までの施策の重要な一環として、事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備、工場、店舗等の集団化その他事業の共同化の助成等中小企業者が協同してその設備の近代化、経営管理の合理化、企業規模の適正化等を効率的に実施することができるようにするため必要な施策を講ずるものとする。

（商業及びサービス業）

第十四条　国は、中小商業について、流通機構の合理化に即応することができるように、第九条又は第十一条から前条までの施策を講ずるほか、小売商業における経営形態の近代化のため必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、中小商業又は中小サービス業について第九条若しくは第十一条から前条まで又は前項の施策を講ずるにあたつては、地域的条件につき必要な考慮を払うものとする。

（事業の転換）

第十五条　国は、中小企業者が需給構造等の変化に即

応して行なう事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、前項の施策を講ずるにあたつては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

（労働に関する施策）

第十六条　国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業訓練及び職業紹介の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第三章　事業活動の不利の補正

（過度の競争の防止）

第十七条　国は、中小企業の取引条件の向上及び経営の安定に資するため、中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止することができるようにその組織を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

（下請取引の適正化）

第十八条　国は、下請取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止等必要な施策を講ずるとともに、下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにするため必要な施策を講ずるものとする。

（事業活動の機会の適正な確保）

第十九条　国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図るため、紛争処理のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国等からの受注機会の確保）

第二十条　国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図る等必要な施策を講ずるものとする。

（輸出の振興）

第二十一条　国は、中小企業が生産する物品の輸出に係る振興を図るため、中小企業が生産する輸出取引の秩序の確立、海外市場の開拓等必要な施策を講ずるものとする。

（輸入品との関係の調整）

第二十二条　国は、主として中小企業が生産する物品につき、輸入に係る物品に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、物品の輸入によつてこれと競争関係にある物品を生産する中小企業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限等必要な施策を講ずるものとする。

第四章　小規模企業

第二十三条　国は、小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。）に対して第三条の施策を講ずるにあたつては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払うものとする。

第五章　金融、税制等

（資金の融通の適正円滑化）

第二十四条　国は、中小企業に対する資金の確保を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。

（企業資本の充実）

第二十五条　国は、中小企業の企業資本の充実を図り、事業経営の合理化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

第六章　行政機関及び中小企業団体

（中小企業行政に関する組織の整備等）

第二十六条　国及び地方公共団体は、第三条又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（中小企業団体の整備）

第二十七条　国は、中小企業者が協力してその事業の成長発展と地位の向上を図ることができるように、中小企業者の組織化の推進その他中小企業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第七章　中小企業政策審議会

（設置）

第二十八条　総理府に、附属機関として、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第二十九条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第三十条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第三十一条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三十二条　審議会の庶務は、中小企業庁長官官房において処理する。

（委任規定）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中輸出会議の項の次に次のように加える。

中小企業政策審議会	中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・労働・建設大臣署名）

法律第百五十五号（昭三八・七・二〇）

◎中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本の額又は出資の総額が五千万円（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円）をこえない法人たる事業者

ロ 常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五十人）をこえない事業者

第七条第二項中「常時使用する従業員の数が前項第一号に掲げる数をこえる」を「前項第一号イ又はロに掲げる者以外の」に改め、同条第三項中「常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数をこえる」を「第一項第一号イ又はロに掲げる者以外の」に、「組合員の常時使用する従業員の数が同項同号に掲げる数をこえることとなつた日」を「組合員が同号イ又はロに掲げる者でなくなつた日」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第二条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「常時」を「資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時」に、「者」を「会社及び個人」に改め、同条第二号中「常時」を「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時」に、「三十人」を「五十人」に、「者」を「会社及び個人」に改め、同条第三号中「常時」を「資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時」に、「者」を「会社及び個人」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第三条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号ノ三中「常時三十人」を「千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人」に改め、同項第三号及び第四号中「常時」を「五千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時」に改め、同項第五号中「常時三十人」を「千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人」に改め、同項第六号中「常時」を「五千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時」に改め、同項第七号中「常時三十人」を「千万円（商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五千万円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人）」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第四条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一千万円」を「五千万円（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円）」に、「三十人」を「五十人」に改め、同条第二号中「事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえない」を「事業者が五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である」に改め、同条第四号中「常時三十人」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同条第五号中「常時三百人」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同条第六号中「常時」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時」に改める。

附 則

1 この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する商工組合に関する中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項（同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行後一年間は、改正後の同法第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第百五十六号（昭三八・七・二〇）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一千万円」を「五千万円（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円）」に、「三十人」を「五十人」に改め、同項第二号中「事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえない」を「事業者が五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である」に、「以下同じ」を「以下第三条第一項において同じ」に改め、同項第五号中「常時三十人」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同項第六号中「常時三百人」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同項

第七号中「常時」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時」に改め、同条に次の一項を加える。

3　この法律において「近代化関係中小企業者」とは、中小企業者であつて次に掲げるものをいう。

一　会社及び個人であつて、機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する特定機械工業又は電子工業振興臨時措置法（昭和三十二年法律第百七十一号）第二条第二項に規定する電子工業を行なうもの

二　会社及び個人であつて、中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項に規定する指定業種に属する事業を行なうもの（前号に掲げるものを除く。）

三　中小企業等協同組合であつて、前二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が前二号の事業を行なう者であるもの

四　商工組合及び商工組合連合会であつて、第一号若しくは第二号の事業を行なうもの又はその構成員が第一号若しくは第二号の事業を行なう者であるもの

五　特別の法律により設立された組合又はその連合会（政令で定めるものに限る。）であつて、第二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が同号の事業を行なう者であるもの

六　中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの（中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号）による改正前の中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたものを含む。）及びその直接又は間接の構成員（前各号に掲げるものを除く。）

第三条第一項中「国民金融公庫から」を「国民金融公庫（以下「金融機関」と総称する。）からの借入れ」に改め、同条第四項中「必要なもの」の下に「（次条第二項に規定する借入金（給付の場合は、給付金）を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が近代化関係中小企業者の金融機関からの借入れ（給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、近代化関係中小企業者一人についての保険価額の合計額が三千万円（その近代化関係中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は第二条第三項第五号に掲げるものであるときは、五千万円）をこえることができない保険について、保証をした借入金の額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係が成立する保証をした借入金（給付の場合は、給付金）は、通商産業省令で定めるところにより近代化関係中小企業者の第二条第三項第一号若しくは第二号の事業に係る設備の近代化又は工場若しくは店舗の集団化のため必要なものである旨の証明を受けたものであつて、その額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の合計額）が五十万円をこえるものであり、かつ、その借入期間（給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）が一年以上のものに限る。

3　前条第二項及び第三項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条及び第七条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第九条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え、「同項」を「第三条第一項又は第三条の二第一項」に改める。

第十条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第十一条中「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「同項」を「第三条第一項若しくは第三条の二第一項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百五十七号（昭三八・七・二〇）

◎下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項を次のように改める。

3　この法律で「親事業者」とは、次の各号の一に当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

二　資本の額又は出資の総額が一千万円をこえ五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

4　この法律で「下請事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの

二　個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第百五十八号（昭三八・七・二〇）

◎関越自動車道建設法（衆法）

（目的）

第一条 この法律は、首都圏とこれに近接する日本海沿岸地域との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、これらの地域を通ずる自動車の高速交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（予定路線）

第二条 前条に規定する自動車道（以下「関越自動車道」という。）の予定路線は、別に法律で定める。

2 政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点を東京都、終点を新潟市とし、主たる経過地を川越市附近及び前橋市附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき関越自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、決定しなければならない。

（基本計画）

第三条 内閣総理大臣は、関越自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

（基礎調査）

第四条 政府は、関越自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「関越自動車道」とは、関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第百五十八号）第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条第一項中「及び東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第百二十九号）第二条に規定する東海道幹線自動車国道」を「、東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第百二十九号）第二条に規定する東海道幹線自動車国道及び関越自動車道」に改める。

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

第五条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同条第二項中「国土開発縦貫自動車道に係るものは」を「、国土開発縦貫自動車道に係るものについては」に改め、「基本計画に」の下に「関越自動車道に係る建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を加え、同条第三項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中「及び高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）」を「並びに高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）及び関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第百五十八号）」に改める。

（内閣総理・建設大臣署名）

法律第百五十九号（昭三八・七・二二）

◎金融緊急措置令を廃止する法律

金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十号（昭三八・七・二二）

◎採石法の一部を改正する法律

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項を次のように改める。

採石業に着手しようとする者は、採取場ごとに、省令で定めるところにより、その採取場の位置、岩石の採取の方法、着手の予定年月日その他の事項を通商産業局長に届け出なければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（公益の保護）

第三十二条の二 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく、岩石の破砕又は廃石のたい積により他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、当該採取場について、省令で定めるところにより、公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることができる。

2　前項の規定による命令に基づき公害防止の方法の認可を受けた者は、その公害防止の方法を変更しようとするときは、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による命令を受けた者は、当該採取場において採石業を行なうには、同項の認可を受けた公害防止の方法（前項の規定により変更の認可を受けたときは、その変更後の公害防止の方法）に従わなければならない。

4　通商産業局長は、第一項の規定による命令をした場合において、同項に規定する要件に該当する事実がなくなつたと認めるときは、その命令を取り消さなければならない。

第三十三条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

通商産業局長は、前条第一項に規定する要件に該当する事実があると認める場合において、特に必要があるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、急迫の危険があるときは、この限りでない。

第三十三条第一項の次に次の一項を加える。

2　通商産業局長は、前項に規定する場合において、同項の規定による命令をもつてしては、その目的を達することが著しく困難であると認めるときは、採石業者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二　都道府県知事は、第三十二条の二第一項に規定する要件に該当する事実があると認めるときは、通商産業局長に対し、その事実を示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2　通商産業局長は、前項の規定による請求があつた場合において、その結果必要があると認めるときは、第三十二条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する措置をとらなければならない。

第四十三条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第三十二条の二第三項の規定に違反した者

二　第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前に採石業に着手した採石業者の通商産業局長に対する届出については、改正後の第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十三条第二項から第四項まで」を「第三十三条第三項本文、第四項及び第五項」に改める。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百六十一号（昭三八・七・二四）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。以下同じ。）で条約第二条第一項(h)に規定するタイの居住者であるものが支払を受ける条約第六条第二項ただし書の規定に該当する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(1)に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）を除く。）に対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定を適用を妨げない。

（利子に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　所得税法第一条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(f)に規定するタイの居住者であるものが支払を受ける条約第七条第四項の規定に該当する利子で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該利子に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第四条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(h)に規定するタイの居住者であるもの（以下「タイの居住者」という。）が支払を受ける条約第八条第一項又は第四項に規定する使用料又は所得で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第五条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するタイの居住

者が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号から第四号までに規定する配当及び利子の金額並びに第五号に掲げる所得に係る総収入金額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　条約第六条第一項に規定する配当（法人税法の施行地にその源泉があるものに限るものとし、第三号の配当に該当するもの及びその者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除くものとする。以下次号において同じ。）に係る所得　百分の二十五

二　条約第六条第二項に規定する配当に係る所得　百分の二十

三　第二条に規定する配当に係る所得　百分の十五

四　第三条に規定する利子に係る所得　百分の十

五　前条に規定する使用料に係る所得又は同条に規定する所得　百分の十五

2　前項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（タイの租税の徴収）

第六条　政府は、条約第二条第一項(d)に規定するタイの租税につき、タイ政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

（実施規程）

第七条　第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条から第四条までの規定中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当、第三条に規定する利子又は第四条に規定する使用料若しくは所得について、第二条から第四条までの規定中所得税法第四十一条第二項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当、利子又は使用料若しくは所得でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第五条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十二号（昭三八・八・一）

◎失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「疾病又は負傷のために引き続き百八十日以上」を「疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める理由により引き続き三十日以上」に改める。

第十六条第二項中「二回」を「一回」に改め、同条第三項第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練等（職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二条第三項の公共職業訓練その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれる訓練（講習を含む。）であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第十七条ただし書中「七百円」を「八百六十円」に改め、同条に次の四項を加える。

失業保険金の日額は、受給資格者に扶養親族（主としてその者により生計を維持されている配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は十八歳未満の子（十八歳以上の子のうち命令で定める廃疾の状態にあるものを含む。）をいう。以下同じ。）があるときは、前項の規定にかかわらず、同項の日額に相当する額に扶養親族一人につき二十円（子のうち一人を除いた子については、十円）を加算した額とする。

前項の規定による加算は、受給資格者が、命令の定めるところによつて、同項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出た日以後最初に行なわれる失業の認定に係る失業保険金の支給の対象となる最初の日以降で同項の規定に該当する日分について行なう。

受給資格者が、天災その他やむを得ない理由により前項に規定する届出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、同項の規定の適用については、その理由が生じた日に届出がされたものとみなす。

第二項の規定により加算された額の失業保険金の支給を受ける受給資格者は、その配偶者又は子が扶養親族の要件を欠くに至つたときは、命令の定めるところによつて、公共職業安定所にその旨を届け出なければならない。

第十七条の二に次の一項を加える。

前二項の規定によつて賃金日額を算定することが困難であるとき、又は前二項の規定によつて算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定する額を賃金日額とする。

第十七条の三中「第十七条但書」を「第十七条第一項ただし書」に改める。

第十七条の四第一項中「十円を控除した額と失業保険金の日額」を「百円を控除した額と失業保険金の日額（当該失業保険金の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額）」に改める。

第十九条中「失業の日数」の下に「（疾病又は負傷のため職業につくことができない日数を含む。）」を加える。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二　次の各号の一に掲げる期間が五年以上である者には、前条第一項の規定にかかわらず、第十八条に規定する一年の期間（以下受給期間という。）内において、通算して百八十日分をこえて失業

保険金を支給することができる。ただし、その期間が十年以上である者については二百七十日分、五年以上十年未満である者については二百十日分をこえては支給しない。

一　第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職に係る被保険者の資格の取得の日前一年の期間内に被保険者であつたことがない場合には、その最初の離職に係る被保険者であつた期間

二　第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職に係る被保険者の資格の取得の日前一年の期間内に被保険者であつたことがある場合には、その最初の離職に係る被保険者であつた期間及びその前の被保険者であつたすべての期間（その前の被保険者であつた期間について当該被保険者の資格の取得の日がその直前の被保険者の資格の喪失の日以後一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者であつた期間及びその前の被保険者であつたすべての期間を除くものとし、以下通算対象期間という。）を通算した期間

前項第二号の規定による通算は、最も古い通算対象期間から順次当該通算対象期間をその直後の通算対象期間に合算して行なうものとする。

前項の通算対象期間を合算する場合には、次の各号の定めるところによる。

一　通算対象期間が一箇月に満たないとき、又は通算対象期間に一箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

二　前後の通算対象期間の間において失業保険金の支給を受けたことがあるときは、当該失業保険金に係る離職の日前の通算対象期間（前項の規定によつて合算されたものを含む。）については、これを当該失業保険金の所定給付日数（前条第一項又はこの条第一項若しくは次項の規定により受給期間内において受給資格者に失業保険金を支給することができる日数をいう。以下同じ。）の決定の基礎とされた期間から当該失業保険金の支給を受けた日数の所定給付日数に対する割合（当該割合が一をこえるときは、一とする。）を当該期間に乗じて得た期間を減じた期間として計算する。

三　前号の規定によつて計算した期間が一箇月に満たないとき、又はその期間に一箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

第一項第一号又は第二号に掲げる期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して九箇月以下である者には、前条第一項の規定にかかわらず、受給期間内において、通算して九十日分をこえては失業保険金を支給しない。

第十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険者の資格の取得の日が、確認があつた日の二年前の日より前であるときは、第一項の規定の適用については、確認があつた日の二年前の日において当該確認に係る被保険者の資格の取得があつたものとみなす。

第二十条の三（見出しを含む。）中「公共職業訓練」を「公共職業訓練等」に改め、同条第一項中「訓練期間」を「その期間」に、「第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数」を「所定給付日数」に改める。

第二十条の四第一項中「第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数（以下この章において所定給付日数という。）」を「所定給付日数」に改め、同条第二項中「前項の規定による措置を決定しようとするとき」を「第一項の規定による措置を決定しようとするとき、又は前項の規定による地域を指定しようとするとき」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができる者が、労働大臣が指定する地域に住所又は居所を変更した場合には、引き続き同項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金を支給することができる。

第二十条の五第一項中「又はその指示した公共職業訓練等を受けること」を「、その指示した公共職業訓練等を受けること又は労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準に従つて公共職業安定所が行なうその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けること」に改める。

第二十一条第一項本文中「公共職業訓練」を「公共職業訓練等」に改め、同項第一号中「訓練を受けることを指示された職業」を「公共職業訓練等を受けることを指示された職種」に改め、同項第二号中「就職するため」の下に「又は公共職業訓練等を受けるため」を加え、同条第二項中「前項各号の一に該当するかしないか」を「第一項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするとき、又は前項の正当な理由があるかないか」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

受給資格者（第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。）が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準に従つて公共職業安定所が行なうその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月をこえない範囲内において公共職業安定所の定める期間は、失業保険金を支給しない。

第二十三条第一項中「失業保険金の支給」を「保険給付」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

受給資格者が前項の規定による給付の制限を受けたためその日以後において当該受給資格に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数の全部又は一部につき失業保険金の支給を受けることができなくなつたときは、第二十条の二第三項第二号、第二十六条第四項及び第二十六条の二第一項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

（技能習得手当及び寄宿手当）

第二十五条　受給資格者が、公共職業安定所の指示した公共職業訓練等（その期間が一年をこえるものを除く。以下同じ。）を受ける場合には、政府は、技能習得手当を支給することができる。

受給資格者が、公共職業安定所の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居して寄宿する場合には、政府は、寄宿手当を支給することができる。

前二項の手当の額その他手当の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、第一項及び第二項の手当の支給について準用する。

（傷病給付金）

第二十六条　受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業につくことができない場合には、政

府は、当該疾病又は負傷のために失業保険金の支給を受けることができない日について、傷病給付金を支給することができる。

前項の規定に該当する者が、傷病給付金の支給を受けるには、命令の定めるところによつて、同項の規定に該当することについて公共職業安定所の認定を受けなければならない。

傷病給付金の日額は、第十七条第一項又は第二項の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

傷病給付金は、第一項の規定に該当する者の所定給付日数から当該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数を差し引いた日数をこえては支給しない。

第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項の規定により失業保険金を支給しないこととされた期間は、傷病給付金を支給しない。

傷病給付金の支給があつたときは、この法律の規定（第二十三条及び第二十三条の二の規定を除く。）の適用については、当該傷病給付金を支給した日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

傷病給付金は、公共職業安定所において、第二項の規定により公共職業安定所の認定を受けた日分を当該職業につくことができない理由がやんだ後における最初に失業保険金を支給すべき日（当該職業につくことができない理由がやんだ後において失業保険金を支給すべき日がない場合には、公共職業安定所の定める日）に支給する。ただし、当該職業につくことができない期間が引き続き一箇月をこえるに至つた者については、その期間中において公共職業安定所の定める日に支給することができる。

傷病給付金は、第一項の規定に該当する者が、当該疾病又は負傷の日について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の規定による休業補償その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行なわれるもののうち政令で定めるものを受けることができる場合には、支給しない。

傷病給付金の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて定める。

第十七条第三項から第五項まで、第十七条の四から第十九条まで、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、傷病給付金の支給について準用する。この場合において、第十七条第三項中「失業の認定」とあるのは、「第二十六条第二項の認定」と、第十七条の四第一項中「第十六条の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同条第二項中「失業の認定を受けた期間」とあるのは、「第二十六条第二項の認定を受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十六条の二第三項中「、第二十三条の二及び第四十七条第一項」を「及び第二十三条の二」に改め、同条第五項中「第二十三条及び」を「第二十三条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二十七条の見出しを「（移転費）」に改め、同条第一項中「（届出をしないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、「費用」の下に「（以下移転費という。）」を加え、同条第二項中「前項の費用」を「移転費」に改め、同条第三項中「第二十三条及び」を「第二十三条第一項及び第三項並びに」に、「第一項の規定による移転に要する費用」を「移転費」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（国庫の負担）

第二十八条　国庫は、次の区別によつて保険給付に要する費用の一部を負担する。

一　第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業については、保険給付に要する費用の四分の一

二　第三十八条の五の日雇労働被保険者に係る失業保険事業については、保険給付に要する費用の三分の一

第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業について、国庫は、毎会計年度において、支給した保険給付総額の四分の三に相当する額が徴収した保険料総額をこえる場合には、当該超過額について、前項第一号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達するまでを負担する。

第三十八条の五の日雇労働被保険者に係る失業保険事業について、国庫は、毎会計年度において、徴収した保険料総額が支給した保険給付総額の三分の二に相当する額をこえる場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した保険給付総額の四分の一に相当する額を下る場合には、当該会計年度において支給した保険給付総額の四分の一に相当する額）を負担する。

国庫は、前三項の費用のほか、毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第二十八条の二第一項中「前条第一項」の下に「第一号」を加える。

第三十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

労働大臣は、毎会計年度において、徴収した保険料総額と国庫の負担額（第二十八条第四項の規定による国庫の負担額を除く。）との合計額を基づくものを除く。）との合計額と支給した保険給付総額と福祉施設に要した費用（翌年度への繰越額を含む。）との合計額との差額を当該会計年度末における失業保険特別会計の積立金に加減した額が、当該会計年度において徴収した保険料総額の二倍に相当する額をこえ、又は当該保険料総額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、千分の十二から千分の十六までの範囲内において前項に規定する保険料率を変更することができる。

第三十五条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第三十八条の五第一項中「第二十条の六まで、第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条」を「第二十三条まで」に、「第二十四条、第二十六条の二、第二十七条」を「第二十四条から第二十七条まで」に、「第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十四条の五まで」を「第三十条から第三十四条の五まで」に改める。

第三十八条の九第三項中「第三十八条の六の規定に該当する者」の下に「又は次条第一項の申出をした者」を加え、同条第五項を次のように改める。

失業保険金は、各週（日曜日から土曜日までの七日をいう。）につき日雇労働被保険者が職業につかなかつた最初の日については、支給しない。

第三十八条の九の次に次の三条を加える。

（受給要件の特例）

第三十八条の九の二　日雇労働被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、

は、公共職業安定所にその旨を申し出て、次条に定める失業保険金の支給を受けることができる。

一　継続する六月間に保険料が各月十一日分以上、かつ、通算して八十四日分以上納付されていること。

二　前号の六月のうち後の五月間に第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

三　第一号の六月の最後の月の翌月以後二月間（申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間）に第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

前項の申出は、同項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内に行なわなければならない。

日雇労働被保険者が、二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された場合（第三十八条の五第二項ただし書の認可を受けた場合を除く。）において、その翌月に離職し、第一項の規定に該当するときは、第三十八条の五第二項本文の規定にかかわらず、第一項の規定により失業保険金の支給を受けることができる。

（支給の特例）

第三十八条の九の三　前条第一項の申出をした者の失業保険金は、第三十八条の九第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　失業保険金の支給を受けることができる期間及び日数は、前条第一項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内において、通算して六十日分を限度とする。

二　支給を受けることができる失業保険金の日額は、次に定めるところによる。

イ　前条第一項第一号の六月間に納付された保険料のうち、第一級の保険料が八十四日分以上であるときは、第一級の失業保険金の日額

ロ　前号の六月間に納付された保険料のうち、第一級の保険料が八十四日分に満たないときは、第二級の失業保険金の日額

第三十八条の九の四　第三十八条の九の二第一項の申出をした者については、その申出をした日が同項第一号の六月の最後の月の翌月以後二月の期間内にあるときは、当該二月を経過する日までは、第三十八条の六の規定による失業保険金を支給しない。

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けたときは、当該失業保険金を受けた日については、前条の失業保険金を支給しない。

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において前条の失業保険金の支給を受けたときは、当該失業保険金を受けた日については、第三十八条の六の規定による失業保険金を支給しない。

前条の失業保険金の支給を受けた者は、第三十八条の九の二第一項第二号の規定の適用については、第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けたものとみなす。

労働大臣は、前条の失業保険金の支給について、必要があると認めるときは、第三十八条の九第四項の規定にかかわらず、中央職業安定審議会の意見を聞いて、特別の定めをすることができる。

第三十八条の七の規定は、前条の失業保険金の支給について準用する。

第三十八条の十第一項中「、通算して七日間は、失業の認定及び失業保険金の支給は、これを行わない」

を「起算して七日間は、失業保険金を支給しない」に改め、同条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第三十八条の十一第三項中「第一項」を「前二項」に改め、同項後段を削り、同項の次に次の一項を加える。

前項の場合には、労働大臣は、次の国会において、保険料額を変更する手続をとらなければならない。この場合において、その変更のあつた日から一年以内に、その変更に関して、国会の議決がなかつた場合には、同項の規定によつて変更された保険料額は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、第一項及び第二項に規定する保険料額に変更されたものとみなす。

第三十八条の十二第三項の次に次の一項を加える。

事業主は、日雇労働被保険者に賃金を支払うつど、その者の負担すべき保険料額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、日雇労働被保険者にその旨を告げなければならない。

第三十八条の十五第一項中「第三十八条の六第二項」の下に「若しくは第三十八条の九の二第三項」を加える。

第三十八条の二十七第四項中「第二十六条の二第五項」を「第二十六条第十項、第二十六条の二第五項」に改める。

第三十八条の二十七第四項、第二十六条第十項、第二十六条の二第五項」に改める。

第四十七条第一項中「、失業保険金の支給を受け、又はその返還を受ける権利、就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七条の規定による移転に要する費用の支給」を「及び保険給付」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（受給権の譲渡及び差押えの禁止）

第四十七条の二　保険給付を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第四十七条の三　租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（戸籍事項の無料証明）

第四十八条の二　市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁又は保険給付を受ける者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、保険給付を受ける者又は扶養親族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

第五十条中「第三十八条の六」の下に「又は第三十八条の九の二第一項若しくは第三項」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

（診断）

第五十条の二　行政庁は、保険給付を行なうにつき必要があると認めるときは、第十六条第三項第一号の規定により失業の認定を受け、若しくは受けようとする者、傷病給付金の支給を受け、若しくは受けようとする者又は廃疾の状態にあることを理由として第十七条第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなろうとする者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

第五十三条第九号中「文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合」を「又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただ

し、第二十条の二の改正規定、第二十条の四第一項の改正規定及び附則第五条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金の日額及び失業保険金の減額については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第十七条第二項の規定に該当する者が、この法律の施行の日から起算して三十日以内に同項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出たときは、その届出に係る扶養親族についての同項の規定による加算は、新法第十七条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日分から行なう。

第四条　この法律の施行の日前において疾病又は負傷のために職業につくことができなかつた日は、新法第十九条の規定にかかわらず、同条に規定する七日の期間に含まれないものとする。

第五条　第二十条の二の改正規定の施行の日前の被保険者の資格の喪失に係る被保険者であつた期間は、新法第二十条の二の規定にかかわらず、同条第一項に規定する通算対象期間に含まれないものとする。

2　第二十条の二の改正規定の施行の日前の被保険者の資格の喪失に係る被保険者であつた期間で、附則第十三条第一項又は昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法（昭和三十四年法律第百九十五号）第九条若しくは第十条の規定により、第二十条の二の改正規定の施行の日以後の被保険者の資格の喪失に係る被保険者であつた期間と通算されるものについては、前項の規定を適用しない。

第六条　第二十条の二の改正規定が施行されるまでの間は、新法第二十条の三第一項中「所定給付日数」とあるのは、「第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数」と読み替えるものとする。

第七条　新法第二十三条第一項（同法第二十五条第四項、第二十六条第十項、第二十六条の二第五項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後の日前の詐欺その他不正の行為に係る保険給付の制限について適用し、この法律の施行の日前の詐欺その他不正の行為に係る保険給付の制限については、なお従前の例による。

（失業保険特別会計法の一部改正）

第八条　失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「保険金」を「保険給付費」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第九条　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中（その者が失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの期間）」を削り、「失業している場合においては、」の下に「当該退職の日において、」を加え、「その者を同法」を「その者を失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受ける者が失業保険法第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで第一項又は第三項に規定する退職手当を支給する。

第十条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項の規定による」を「前項第三号又は第四号に掲げる」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、必要に応じ、失業保険法第二十五条から第二十七条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。

一　失業保険法第二十五条に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当

二　前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当

三　退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業につくことができない者については、傷病給付金

四　就職するに至つた者については、就職支度金

五　公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第十条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項から第四項までを次のように改める。

2　手帳の発給を受けた者が、天災その他やむを得ない理由により前項に規定する届出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、同項の規定の適用については、その理由が生じた日に届出がされたものとみなす。

第十七条の次に次の一条を加える。

（賃金日額）

第十七条の二　前条第一項の賃金日額は、手帳の発給を受けた者が第八条第一項第二号の離職の日の

に つき二十円（子のうち一人を除いた子については、十円）を加算した額とする。

3　前項の規定による加算は、手帳の発給を受けた者が、労働省令の定めるところによつて、同項の規定に該当する旨を公共職業安定所長に届け出た日以後最初に第十四条の規定により出頭した日（同条ただし書の規定に該当するときは、前条第三項の規定により出頭したものとみなされた日）の直前の出頭すべき日の翌日（当該出頭日が最初の出頭すべき日であるときは、手帳の発給の申請の日から起算して八日目に当たる日）以降で前項の規定に該当する日分について行なう。

4　手帳の発給を受けた者が、天災その他やむを得ない理由により前項に規定する届出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、同項の規定の適用については、その理由が生じた日に届出がされたものとみなす。

第十七条の次に次の一条を加える。

（賃金日額）

第十七条の二　前条第一項の賃金日額は、手帳の発給を受けた者が第八条第一項第二号の離職の日の

属する月前十二月（月の末日において離職したときは、その月及びその前十一月）において賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上である各月（その月数が六をこえるときは、最後の六月）に支払を受けた賃金の総額を、三十にその月数を乗じて得た数で除して得た額とする。

2　前項の賃金日額については、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第十七条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第十八条第一項を次のように改める。

第十八条　手帳の発給を受けた者が失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者である場合には、その者が当該資格に基づく所定給付日数（同法第二十条第一項、第二十条の二第一項若しくは第四項若しくは第二十条の三第一項の規定により又は同法第二十条の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数をいう。以下この項において同じ。）分の失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまでの間は、手当を支給しない。その者が同法第二十条の五第一項又は第二十三条第一項（同法第二十六条第十項において準用する場合を含む。）の規定による給付の制限を受けたため失業保険金又は傷病給付金の支給を受けることができなくなつた場合においては、失業保険金又は傷病給付金の支給を受けることができなくなつた日の前日における失業保険金の受給資格に基づく所定給付日数からすでに失業保険金又は傷病給付金の支給を受けた日数を差し引いた日数（その日数が、失業保険金又は傷病給付金が支給されないこととなつた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数をこえるときは、その日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）をいう。同様とする。

第十八条第二項中「第三十八条の六」の下に「又は第三十八条の九の二」を、「第三十八条の九の三」を加え、同条第三項を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

その者が正当な理由がなく当該職業訓練を受けなかつたため職業訓練手当の支給を受けることができなくなつた場合においては、そのためにその支給を受けることができない間も、同様とする。

第十八条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項前段、第二項前段及び前項前段の場合において、当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が第十七条の規定による手当の日額に満たないときは、第一項前段、第二項前段及び前項前段の規定にかかわらず、当該手当の日額から当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額を控除した残りの額を、その者に支給する。

第十八条第五項を次のように改める。

5　手帳の発給を受けた者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の規定による休業補償費その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行なわれるもののうち政令で定めるものを受けることができる間は、手当を支給しない。

第十八条第六項中「十円を控除した残りの額とその者に支給される手当の日額」を「百円を控除した残りの額とその者に支給される手当の日額（当該手当の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額）」に、「前条」を「同条」に改める。

第二十条第二項中「十四日」を「九十日」に改める。

第四十条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十七条第二項の規定により加算された額の就職促進手当の支給を受ける場合において、その配偶者又は子が扶養親族の要件を欠くに至つたとき。

第四十条の次に次の二条を加える。

（戸籍事項の無料証明）

第四十条の二　市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、公共職業安定所長又は就職促進手当の支給を受ける者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、就職促進手当の支給を受ける者又は扶養親族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（診断）

第四十条の三　公共職業安定所長は、就職促進手当を支給するにつき必要があると認めるときは、就職促進手当の支給を受けることができる者で疾病若しくは負傷により就職指導を受けるために公共職業安定所に出頭することができないもの又は廃疾の状態にあることを理由として第十七条第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなろうとする者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

第四十四条に次のただし書を加える。

ただし、移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当の支給を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押えるときは、この限りでない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（公課の禁止）

第四十四条の二　租税その他の公課は、就職促進手当を標準として課することができない。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の日額及びその減額については、前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第二項又は第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第二項の規定に該当する者が、この法律の施行の日から起算して三十日以内に同項の規定に該当する旨を公共職業安定所長に届け出たときは、その届出に係る扶養親族についての同項の規定による加算は、同条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日分から行なう。

3　失業保険法第二十条の二の改正規定が施行されるまでの間は、前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十八条第一項中「第二十条の二第一項若しくは第四項」とあるのは、「第二十条の二第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十二条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第五章中第二十四条の次に次の一条を加える。

（失業保険法による失業保険金の支給に関する特例）

第二十五条　激甚災害を受けた政令で定める地域にある失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の適用を受ける事業所に失業保険の被保険者（同法第三十八条の五の日雇労働被保険者を除く。）として雇用されている者が、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして失業保険金を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

2　前項の規定による失業保険金の支給を受けるには、当該休業について労働省令の定めるところにより労働大臣の確認を受けなければならない。

3　前項の確認があつた場合における失業保険法の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなし、その確認による被保険者の資格の喪失については、同法第十三条の二第一項の確認があつたものとみなす。この場合において、同法第十三条の三の規定は、適用しない。

4　第一項の規定による失業保険金の支給については、失業保険法第十六条、第十九条及び第二十四条の規定の適用について労働省令で特別の定めをすることができる。

5　第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、失業保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業主の他の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。

6　第二項の確認に関する処分については、失業保険法第四十条から第四十二条まで及び第五十二条の規定を準用する。

（激甚災害時における特例に関する暫定措置）

第十三条　この法律の施行の日から第二十条の二の改正規定が施行されるまでの間において激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第二項の確認を受けた後、同条第五項の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされるに至つた者に対する失業保険法の規定の適用については、新法第二十条の二第二項及び第三項の規定の例によりその者の当該災害に伴う休業の直前の被保険者として雇用された期間及びその者の当該休業に引き続く被保険者として雇用された期間を通算した期間、その者は、引き続き従前の事業主に被保険者として雇用されたものとみなす。激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第一項の激甚災害を受けた政令で定める地域において被保険者として雇用されていた事業所が、災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより離職した者であつて、当該離職について命令の定めるところにより公共職業安定所の確認を受けた後、同項ただし書の指定期日までに従前の事業主に雇用されるに至つたものについても、同様とする。

2　前項後段の確認に関する処分については、失業保険法第四十条から第四十二条までの規定を準用する。

（内閣総理・大蔵・労働・自治大臣署名）

法律第百六十三号（昭三八・八・一）

◎船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改める。

目次中「失業保険金（第三十三条ノ二―第三十三条ノ十四）」を「失業保険金（第三十三条ノ二―第三十三条ノ十八）」に、「第八節　遺族年金及葬祭料（第五十五条―第五十五条ノ八）」を「第八節　遺族年金及葬祭料（第五十五条―第五十七条）　第九節　保険給付ノ制限（第五十七条ノ二―第五十七条ノ六）　第十節　福祉施設（第五十七条ノ七―第五十七条ノ十）」に改める。

第一条第一項中「脱退」の下に「、行方不明」を加える。

第五条第一項中「障害手当金」の下に「、行方不明手当金」を加える。

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条ノ二　行方不明手当金ヲ受クベキ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グル者ニシテ被保険者ガ行方不明トナリタル当時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

一　被保険者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母

二　被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

三　被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ子及父母ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

第二十二条ノ三　行方不明手当金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前条第一項ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ同項第一号又ハ第三号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依リ同項第二号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ親等ノ少キ者ヲ先ニシ但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス

第二十三条ノ二第一項ただし書を次のように改める。

此ノ場合ニ於テハ第二十二条ノ三但書ノ規定ヲ準用ス

第二十三条ノ四第二項中「第二十三条ノ二第一項」を「第二十二条ノ三」に改める。

第二十三条ノ五中「第二十三条ノ二乃至」を「第二十二条ノ三、第二十三条ノ二」に、「遺族」を「被扶養者又ハ遺族」に改める。

第二十三条ノ六中「遺族年金」を「行方不明手当金又ハ遺族年金」に改める。

第二十五条ノ二第一項中「疾病、負傷」を「疾病、負傷、行方不明」に改める。

第三十三条ノ五第一項中「二回」を「一回」に改める。

第三十三条ノ九第二項中「百分ノ六十ニ相当スル金額」の下に「（其ノ額百八十円ニ満タザルトキハ百八十円）」を加え、同条第三項を次のように改める。

第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ第三十三条ノ四ノ規定ニ依リ海運局又ハ公共職業安定所ニ於テ認定ヲ受ケタル失業ノ期間内自己ノ労働ニ依リ収入ヲ得ルニ至リタル場合ニ於テ其ノ収入ノ一日分ニ相当

スル額ヨリ百円ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ日額ノ合算額ガ失業保険金ノ算定ノ基礎ト為リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十ニ相当スル額ヲ超エザルトキハ失業保険金ノ全額ヲ支給シ其ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十ニ相当スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ガ失業保険金ノ日額（前項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トス以下之ニ同ジ）ヲ超エザルトキニ限リ失業保険金ノ日額ヨリ其ノ超過額ヲ控除シタル残額ヲ支給ス

第三十三条ノ九第二項の次に次の一項を加える。

失業保険金ノ支給ヲ受クル者ニ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル配偶者又ハ十八歳未満ノ子若ハ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二十円（子ノ中一人ヲ除キタル子ニ付テハ十円）ヲ前項ノ失業保険金ノ金額ニ加給ス

第三十三条ノ十一中「失業ノ日数」の下に「（疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザリシ日数ヲ含ム）」を加える。

第三十三条ノ十四を第三十三条ノ十七とし、第三章第四節中同条の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ十八 本法中本節以外ニ於テ失業保険金ト称スルハ前三条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ムモノトス

第三十三条ノ十三を第三十三条ノ十四とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十三条ノ十五 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ海運局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クルトキハ其ノ期間其ノ者ニ対シ技能習得ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ海運局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クル為其ノ者ト同一ノ世帯ニ属シ且其ノ者ガ被保険者ナリセバ第一条第二項ニ掲グル被扶養者タルベキ者ト別居シテ寄宿シタルトキハ其ノ期間其ノ者ニ対シ其ノ寄宿ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前二項ノ費用ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ社会保険庁長官社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ之ヲ定ム

第三十三条ノ十六 第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ海運局又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル後ニ於テ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ継続シテ十五日以上ト為リタル場合ニ於テハ政府ハ第三十三条ノ十ニ規定スル期間内其ノ職業ニ就クコトヲ得ザル日ニ付失業保険金ノ額ニ相当スル金額ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル給付ヲ受クルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ規定ニ該当スル旨ノ海運局又ハ公共職業安定所ノ長ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル給付ハ第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル日数ヨリ既ニ失業保険金ヲ支給セル日数ヲ差引キタル日数ヲ超エテ支給セズ

第一項ノ規定ニ依ル給付ノ支給アリタルトキハ第三十三条ノ十二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル給付ヲ支給セル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル給付ハ海運局、公共職業安定所又ハ都道府県庁ニ於テ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後最初ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日（当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日ナキ場合ニ於テハ海運局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府県知事ノ定ムル日）ニ支給ス但シ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ引続キ一月ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間中ニ

於テ海運局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府県知事ノ定ムル日ニ支給スルコトヲ得

傷病手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テハ其ノ期間第一項ノ規定ニ依ル給付ハ之ヲ支給セズ他ノ法令（法令ノ規定ニ基ク条例又ハ規約ヲ含ム）ニ依リ為サルル傷病手当金其ノ他之ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クル場合ニ於テ亦同ジ

第三十三条ノ十一ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル給付ニ付之ヲ準用ス

第三十三条ノ十二の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ十三 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ海運局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ社会保険庁長官ノ指定スル入所ノ期間一年以下ナル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クルトキハ其ノ期間ニ限リ前条第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ヲ支給スル日数ヲ超エテ其ノ者ニ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第三十三条ノ十第一項中「一年間」トアルハ「一年間（失業保険金ヲ受クベキ者ガ第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シタル場合ニ於テ当該入所ノ期間ノ終ルベキ日ガ其ノ一年ノ期間ヲ経過シタル日以後ノ日ナルトキハ其ノ日迄ノ間）」トス

第三十六条第二項及び第四十一条ノ二第二項中「第二十三条第二項」を「第二十三条第四項」に改める。

第三章中第十節を第十一節とし、第九節を第十節とし、第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節　行方不明手当金

第四十九条ノ二 被保険者ガ職務上ノ事由ニ因リ行方不明ト為リタルトキハ其ノ期間被扶養者ニ対シ行方不明手当金ヲ支給ス但シ行方不明ノ期間ガ一月ニ満タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九条ノ三 行方不明手当金ノ額ハ一日ニ付被保険者ガ行方不明ト為リタル当時ノ標準報酬日額ニ相当スル金額トス

第四十九条ノ四 行方不明手当金ノ支給ヲ受クル期間ハ被保険者ガ行方不明ト為リタル日ノ翌日ヨリ起算シ三月間ヲ限度トス

第四十九条ノ五 行方不明手当金ノ支給ヲ受クベキ者ガ其ノ行方不明タリシ者ノ死亡ニ因ル遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ行方不明手当金ノ支給ヲ受クベキ期間ニ係ル遺族年金ハ之ヲ支給セズ

第四十九条ノ六 被保険者ノ行方不明ノ期間ニ係ル報酬ガ支払ハルベキ場合ニ於テハ其ノ報酬ノ額ノ限度ニ於テ行方不明手当金ノ支給ヲ為サズ

第五十一条第一項中「事故」の下に「（第三十三条ノ十六第一項ノ規定ニ依ル給付ニ付テハ当該給付ノ原因タルベキ疾病又ハ負傷トス以下之ニ同ジ）」を、「傷病手当金」の下に「、第三十三条ノ十六第一項ノ規定ニ依ル給付」を加える。

第五十二条中「傷病手当金」の下に「、第三十三条ノ十六第一項ノ規定ニ依ル給付」を加える。

第五十四条中「傷病手当金」の下に「及第三十三条ノ十六第一項ノ規定ニ依ル給付」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（保険給付に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金の日額及び失業保険金の減額については、なお従前の例による。

第三条 この法律による改正後の船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定による加給は、この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金については、行

なわない。

第四条　この法律の施行の日前において疾病又は負傷のために職業につくことができなかつた日は、この法律による改正後の船員保険法第三十三条ノ十一の規定にかかわらず、同条に規定する七日の期間に含まれないものとする。

第五条　この法律による改正後の船員保険法第三章第八節の規定は、この法律の施行の日以後に生じた行方不明について適用する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第一項第一号中「第五節及び第七節から第九節まで」を「第五節、第七節及び第九節」に改める。

（地方公務員共済組合法の一部改正）

第七条　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条第一項第一号中「第五節及び第七節から第九節まで」を「第五節、第七節及び第九節」に改める。

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十四号（昭三八・八・一）

◎重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律（昭和三十年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「五十平方メートル」を「百平方メートル（事務所、店舗、興行場、住居その他の通商産業省令で定める用途に供する建築物の暖房又は飲食物の調理の用に主として供するボイラーにあつては、五十平方メートル）」に改める。

附則第二項中「昭和三十八年十月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百六十五号（昭三八・八・一）

◎沿岸漁業等振興法

（目的）

第一条　この法律は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に関し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを目途として、その地位の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

一　政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業

二　漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

三　水産動植物の養殖の事業

2　この法律において「沿岸漁業等」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

一　沿岸漁業

二　沿岸漁業以外の漁業で、その漁業に係る漁業生産活動の大部分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもの

（国の施策）

第三条　国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、次の各号に掲げる事項に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖、漁場の効用の低下及び喪失の防止等によつて、水産資源の維持増大を図ること。

二　漁港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。

三　経営規模の拡大、生産行程についての協業化、生産性の高い漁業への転換、資本装備の高度化等と漁場の利用の合理化とによつて、経営の近代化を図ること。

四　水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物（加工水産物を含む。以下同じ。）の保蔵及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること。

五　海外市場の開拓、輸出に係る水産物の競争力の強化、輸出取引の秩序の確立等によつて、水産物の輸出の振興を図ること。

六　水産物の輸入によつてこれと競争関係にある水産物を生産する沿岸漁業等に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において必要があるときは、輸入の調整等によつて、経営の安定を図ること。

七　漁業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。

八　災害による損失の合理的な補てん等によつて、再生産の阻害の防止及び経営の安定を図ること。

九　教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

十　職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の経営に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び

能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

十一　漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

2　前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第四条　地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（財政上の措置等）

第五条　政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2　政府は、第三条第一項の施策を講ずるにあたつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

（沿岸漁業等の従事者等の努力の助長）

第六条　国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあたつては、沿岸漁業等の従事者又は沿岸漁業等に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（沿岸漁業等について講じた施策に関する年次報告等）

第七条　政府は、毎年、国会に、漁業の動向に関する報告書並びに政府が沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書及び講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

（沿岸漁業の構造改善事業）

第八条　国は、沿岸漁業に係る構造改善事業が総合的かつ効率的に行なわれるように必要な助言、助成等の措置を講ずるものとする。

2　前項の構造改善事業は、次に掲げる事項を行なうために必要な事業とする。

一　生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善

二　魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発

三　集団操業に係る先達漁船の建造、能率的な漁具及び漁ろう装置の設置等経営の近代化のための施設の導入

四　水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

五　その他沿岸漁業の構造改善に関し必要な事項

（中小漁業の振興）

第九条　国は、第二条第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種でその業種に係る沿岸漁業等につき次に掲げる事項に関し改善を行なつてその振興を図る必要があると認められるものについて、当該改善に係る基本的事項を定めて公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改善を行なう当該業種に係る中小漁業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なう等当該業種に係る沿岸漁業等の振興に関し必要な措置を講ずるものとする。

一　水産資源の利用に関する事項

二　漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備並びに水産物の保蔵及び輸送の施設に関する事項

三　水産物の流通及び取引関係に関する事項

四　賃金等の労働条件その他の労働関係及び労働環境に関する事項

五　その他当該沿岸漁業等に関し必要な事項

（調査及び試験研究の充実等）

第十条　国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るため、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。

（改良普及の事業に従事する職員等）

第十一条　国は、沿岸漁業等の生産性の向上及び経営の近代化並びに沿岸漁業等の従事者の生活改善を図るため、都道府県が、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し又は沿岸漁業等の従事者の生活改善の指導を行なうことを任務とする職員並びにその職員を指導し及び沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行なうことを任務とする専門の職員を置く場合に、その設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

（設置）

第十二条　総理府に、附属機関として、沿岸漁業等振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第十三条　審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第十四条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第十五条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十六条　審議会の庶務は、水産庁長官官房において処理する。

（委任規定）

第十七条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十七条まで及び附則第二項の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農政審議会の項の次に次のように加える。

沿岸漁業等振興審議会	沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

3　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日から昭和三十九年三月三十一日までの間は、農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

4　この法律の施行の日から昭和三十九年三月三十一日までの間は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十三条第一項中「二十五人」とあるのは「三十五人」と、同条第三項第二号中「十人」とあるのは「二十人」とする。

5　前項の規定による増員に伴つて任命された中央漁

業調整審議会の委員の任期は、漁業法第百十四条の規定において準用する同法第九十八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十九年三月三十一日までとする。

（内閣総理・外務大臣臨時代理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百六十六号（昭三八・八・一）

◎産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者及びその従業員に関し、当該事業所の移転等に必要な資金に係る中小企業信用保険に関する特別措置並びにこれらの者の職業及び生活の安定に資するための措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の整備による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接し、当該整備による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「産炭地域関係中小企業者」とは、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについて当該事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。

一 産炭地域内における石炭鉱山が次のイ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該事業所において事業を継続することが困難となり、当該事業所を移転し、又は当該事業所における事業を転換する必要があると認められること。

イ 昭和三十五年四月一日以後において事業の全部又は一部が休止され、又は廃止された石炭鉱山であつて、その所在地を管轄する通商産業局長が指定したもの

ロ 昭和三十五年四月一日以後において石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第三条第一項の石炭鉱業合理化基本計画に基づく事業の整備に伴つて鉱山労働者の数が著しく減少した石炭鉱山であつて、その所在地を管轄する通商産業局長が指定したもの

二 産炭地域内における石炭鉱山が前号イ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該石炭鉱山に係る鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者又はこれらの者と密接な関係がある消費生活協同組合その他通商産業省令で

定める団体に対する売掛金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が著しく困難となり、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

3 この法律において「産炭地域関係保証」とは、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する債務の保証であつて、産炭地域関係中小企業者の前項の認定に係る同項第一号に規定する事業所の移転若しくは事業の転換又は同項第二号に規定する支障の除去に必要な資金に係るものをいう。

（中小企業信用保険法の特例）

第三条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証を受けた産炭地域関係中小企業者に係るものについての同条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項中「小企業者一人についての保険価額の合計額が」とあるのは「小企業者一人についての産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証（以下この条において「産炭地域関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「中小企業者一人についての保険価額の合計額が」とあるのは「中小企業者一人についての産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは、産炭地域関係保証及びその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに」とする。

第四条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての同条第二項及び法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第五条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（資料の提供等の依頼）

第六条 市町村長は、第二条第二項の認定をするため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長、商工会議所、商工会その他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を依頼することができる。

（国等の責務）

第七条 国及び地方公共団体は、産炭地域関係保証が円滑に行なわれるよう努めるものとする。

第八条 国は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて当該事業所において事業を継続することが困難となつたもの及びその従業員に対して、これらの者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和四十四年三月三十一日までに廃

止するものとする。

（大蔵・通商産業・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百六十七号（昭三八・八・二）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）で条約第二条第一項(g)に規定する連邦の居住者であるもの（以下「連邦の居住者」という。）が支払を受ける条約第七条第一項本文に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(1)に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第七条第一項ただし書の規定に該当するものに対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当に対する所得税額については、百分の十）に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第三条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する連邦の居住者が前条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当については、百分の十）に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（実施規定）

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条第一項に規定する配当について、同条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十八号（昭三八・八・三）

◎戦傷病者特別援護法（衆法）

目次

第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 援護（第九条―第二十三条）
第三章 雑則（第二十四条―第二十九条）
第四章 罰則（第三十条―第三十三条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、軍人軍属等であつた者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行なうことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「戦傷病者」とは、軍人軍属等であつた者で第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているものをいう。

2 この法律において「軍人軍属等」とは、次の各号に掲げる者をいい、「公務上の傷病」とは、次の各号に掲げる軍人軍属等につきそれぞれ当該各号に規定

する負傷又は疾病をいう。

一　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）（以下「改正前の恩給法」という。）第二十一条に規定する軍人又は準軍人（陸軍及び海軍の廃止後において未復員の状態にある者を含む。）公務による負傷又は疾病（恩給法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるもの及び軍人又は準軍人たる特別の事情に関連して生じた不慮の災難による負傷又は疾病で援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したものを含む。）

二　もとの陸軍若しくは海軍部内の改正前の恩給法第十九条に規定する公務員若しくは公務員に準ずべき者（前号に掲げる者に該当する者を除く。）又は戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号。以下この号において「文官補闕の件」という。）に規定する文官（陸軍及び海軍の廃止後において未復員（文官補闕の件に規定する文官にあつては、海外からの未帰還を含む。）の状態にあるこれらの者を含む。）　昭和十二年七月七日以後における公務による負傷又は疾病（恩給法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるもの及び公務員、公務員に準ずべき者又は文官補闕の件に規定する文官たる特別の事情に関連して生じた不慮の災難による負傷又は疾病で援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したものを含む。）

三　もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員（陸軍及び海軍の廃止後において未復員の状態にある者を含む。）　昭和十二年七月七日以後における公務による負傷又は疾病

四　旧関家総動員法（昭和十三年法律第五十五号。旧関東州国家総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員　戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間内及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間内における業務による負傷又は疾病

五　もとの陸軍若しくは海軍の指揮監督のもとに前四号に掲げる者の業務と同様の業務にもつぱら従事中の南満洲鉄道株式会社（南満洲鉄道株式会社に関する件（明治三十九年勅令第百四十二号）に基づいて設立された会社をいう。）の職員又は政令で定めるこれに準ずる者　昭和十二年七月七日以後、期間を定めないで、又は一箇月以上の期間を定めて、事変地又は戦地における当該業務に就くことを命ぜられた日から当該業務に就くことを解かれた日までの期間内における業務による負傷又は疾病

六　旧国家総動員法第四条又は第五条（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州国家総動員令においてこれらの規定による場合を含む。）の規定に基づく被徴用者又は総動員業務の協力者　業務による負傷又は疾病

七　もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者　当該戦闘に基づく負傷又は疾病

八　昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基づいて組織された国民義勇隊の隊員　業務による負傷又は疾病

九　昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員　昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾病

十　旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者　昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間内における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病で厚生大臣が前各号に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認めたもの

十一　日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者　当該拘禁中における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病で厚生大臣が第一号から第九号までに規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認めたもの

3　前項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる者に該当する者については、その者が昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員又は帰還するまでの間における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病で、厚生大臣が公務又は業務による負傷又は疾病と同視することを相当と認めたものは、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

4　第二項第一号から第三号までに掲げる者に該当する者については、その者が昭和二十年九月二日以後海外から帰還し、復員後遅滞なく帰郷する場合のその帰郷のための旅行中における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

5　第二項第四号又は第五号に規定する事変地の区域並びに同項同号に規定する戦地の区域及び同項同号に規定する事変地であつた期間は、政令で定める。

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第三条　国は、戦傷病者に対する国民の理解を深めるように努めるとともに、戦傷病者がその傷病による障害を克服し、社会経済活動に参与しようとする努力に対し、必要な措置を講じなければならない。

2　地方公共団体は、前項の国の責務の遂行に協力しなければならない。

3　国民は、戦傷病者が今なお置かれている特別の状態に深く思いをめぐらし、戦傷病者がその傷病による障害を克服し、社会経済活動に参与しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

（戦傷病者手帳の交付）

第四条　厚生大臣は、軍人軍属等であつた者で次の各号の一に該当するものに対し、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。

一　公務上の傷病により恩給法別表第一号表ノ二又は別表第一号表ノ三に定める程度の障害がある者

二　公務上の傷病について厚生大臣が療養の必要があると認定した者

2　厚生大臣は、前項の場合のほか、第二条第二項第一号に掲げる軍人又は準軍人であつた者で、当該軍人又は準軍人に係る公務上の傷病により旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものをいう。）第三十一条第一項に規定する第一目症又は第二目症に相当する程度の障害があるものに対しても、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。

3　戦傷病者手帳は、日本の国籍を有しない者には、交付することができない。

4　厚生大臣は、戦傷病者手帳を交付するときは、これに第一項第一号又は第二項に規定する程度の障害の有無、その障害の程度、第一項第二号の認定の有無、当該認定に係る傷病その他政令で定める事項を記載しなければならない。

（記載事項の訂正）

第五条　戦傷病者は、戦傷病者手帳の記載事項に変更があつたときは、当該戦傷病者手帳を厚生大臣に提出して、当該記載事項の訂正を受けなければならない。

2　厚生大臣は、戦傷病者につき戦傷病者手帳の記載事項に変更があつたと認めるときは、政令の定めるところにより、その者に対し、戦傷病者手帳の提出を命じ、当該記載事項を訂正することができる。

（戦傷病者手帳の返還）

第六条　戦傷病者手帳の交付を受けた者は、第四条第一項第一号（同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。）に規定する程度の障害がなくなつたとき（当該公務上の傷病につき療養の必要があるときを除く。）、当該公務上の傷病につき療養の必要がなくなつたとき（同条同項同号に規定する程度の障害があるときを除く。）、又は日本の国籍を失つたときは、すみやかに戦傷病者手帳を厚生大臣に返還しなければならない。

2　厚生大臣は、戦傷病者手帳の交付を受けた者について第四条第一項第一号に規定する程度の障害がなくなつたと認めるとき（当該公務上の傷病につき療養の必要があるときを除く。）、若しくは当該公務上の傷病につき療養の必要がなくなつたと認めるとき（同条同項同号に規定する程度の障害があるときを除く。）、又は戦傷病者手帳の交付を受けた者が日本の国籍を失つたとき、若しくは第七条の規定に違反したときは、その者に対し、戦傷病者手帳の返還を命ずることができる。

3　厚生大臣は、前項の命令をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。

（戦傷病者手帳の譲渡等の禁止）

第七条　戦傷病者は、戦傷病者手帳を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

（政令への委任）

第八条　第四条から前条までに規定するもののほか、戦傷病者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　援護

（援護の種類）

第九条　この法律による援護は、次のとおりとする。

一　療養の給付
二　療養手当の支給
三　葬祭費の支給
四　更生医療の給付
五　補装具の支給及び修理
六　国立保養所への収容
七　日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い

（療養の給付）

第十条　厚生大臣は、第四条第一項第二号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病について、政令で定める期間、必要な療養の給付を行なう。

（療養の給付の範囲）

第十一条　療養の給付の範囲は、次のとおりとする。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
四　病院又は診療所への収容
五　看護
六　移送

（療養の給付の機関）

第十二条　療養の給付は、厚生大臣の指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）において、行なうものとする。

（指定医療機関の義務）

第十三条　指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、療養を担当しなければならない。

2　指定医療機関は、療養を行なうについて、厚生大臣の行なう指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十四条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、並びにこれによることが適当でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

（診療報酬の審査及び支払）

第十五条　厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、厚生大臣が行なう前項の決定に従わなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

4　国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告及び検査）

第十六条　厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（療養費の支給）

第十七条　厚生大臣は、第十条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2　前項の規定により支給する療養費の額は、第十四条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により療養費を支給するについて必要があるときは、当該療養を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた療養に関し、報告を求め、診療録等の帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（療養手当の支給）

第十八条　厚生大臣は、引き続き一年以上病院又は診療所に収容されて第十条の規定による療養の給付（前条第一項の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）を受けている者（以下「長期入院患者」という。）に対し、その者の請求により、療養手当を支給する。

2　療養手当の月額は、二千円とし、毎月、その月分を支払うものとする。

3　療養手当の支給は、長期入院患者が、療養手当の支給の請求をした日の属する月の翌月から始め、その者が長期入院患者でなくなつた日の属する月で終わる。

4　長期入院患者が、同一の事由について、療養の給付と恩給法の規定による増加恩給、傷病年金その他これらに相当する年金たる給付を受けることができる場合には、当該年金たる給付を受けることができる期間、その支給額の限度において、療養手当は、支給しない。

（葬祭費の支給）

第十九条　厚生大臣は、第十条の規定による療養の給付を受けている者が当該療養の給付を受けている間に死亡した場合においては、その死亡した者の遺族で葬祭を行なう者に対し、その者の請求により、葬祭費として、五千円を支給する。

2　厚生大臣は、前項の規定により葬祭費の支給を受けるべき者がない場合においては、葬祭を行なつた者に対し、その者の請求により、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に相当する金額を支給する。

3　第一項の遺族の範囲は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

（更生医療の給付）

第二十条　厚生大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の状態にある戦傷病者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の請求により、その更生のために必要な医療（以下「更生医療」という。）の給付を行なうことができる。

2　更生医療の給付は、厚生大臣が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条第四項に規定する指定医療機関に委託して行なうものとする。

3　第十一条及び第十三条から第十六条までの規定は、第一項の規定による更生医療の給付について準用する。

4　厚生大臣は、更生医療の給付が困難であると認めるときは、更生医療の給付に代えて、更生医療に要する費用を支給することができる。

5　第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の費用を支給する場合について準用する。

（補装具の支給及び修理）

第二十一条　厚生大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の状態にある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他の厚生大臣が定める補装具を支給し、又は修理することができる。

2　第一項に規定する補装具の支給又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者に委託して行ない、又は自ら行なうものとする。

3　前項の規定により補装具の支給又は修理の委託を受けた者が請求することができる報酬の額の基準は、厚生大臣が定める。

4　厚生大臣は、補装具の支給又は修理が困難であると認めるときは、補装具の支給又は修理に代えて、補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

5　前項の規定により支給する費用の額は、第三項の規定により同項に規定する者が請求することができる報酬の例により算定した額とする。

（国立保養所への収容）

第二十二条　厚生大臣は、公務上の傷病により重度の障害がある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、国立保養所に収容することができる。

（日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い）

第二十三条　戦傷病者で公務上の傷病により政令で定める程度の障害があるもの及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の鉄道又は連絡船に乗車又は乗船することができる。

2　前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、等級、区間その他の必要な事項は、政令で定める。

3　国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道及び連絡船の運賃を負担するものとする。

4　前項の規定による負担の方法その他の必要な事項は、運輸大臣が定める。

第三章　雑則

（報告及び診断）

第二十四条　厚生大臣は、この法律による援護に関し必要があるときは、戦傷病者及びその他の関係者に対し、報告を求めることができる。

2　厚生大臣は、この法律による援護を受ける戦傷病者について負傷若しくは疾病の状態又は障害の程度を調査するため必要があるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

（時効）

第二十五条　療養費、葬祭費、第二十条第四項の規定により支給される費用及び第二十一条第四項の規定により支給される費用を受ける権利は、二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡等の禁止）

第二十六条　この法律により援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（非課税）

第二十七条　この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2　援護に関する書類には、印紙税を課さない。

（権限又は事務の委任）

第二十八条　この法律により厚生大臣に属する権限又は権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（省令への委任）

第二十九条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章　罰則

第三十条　詐欺その他不正な手段により戦傷病者手帳の交付を受けた者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づく厚生大臣の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十二条　第七条の規定に違反した者は、三千円以下の罰金に処する。

第三十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第十七条第三項（第二十条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により報告を求められ、若しくは診療録等の帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、

又は第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二　第二十四条第一項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条並びに附則第二項及び第十三項の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の廃止）

2　戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律（昭和三十年法律第百五十八号）は、廃止する。

（読替え規定）

3　この法律の施行（附則第一項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して一年間は、この法律（附則第五項を除く。）の規定中「戦傷病者手帳」とあるのは、「戦傷病者認定票」と読み替えるものとする。当該一年を経過した日前に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その日以後も、なお、同様とする。

（戦傷病者認定票の交付）

4　厚生大臣は、この法律の施行の際、現に附則第二十六項の規定による改正前の未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）（以下「旧未帰還者援護法」という。）の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。）若しくは附則第二十三項の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）（以下「旧戦傷病者援護法」という。）の規定による更生医療の給付（更生医療に要する費用の支給を含む。）を受け、又は旧戦傷病者援護法の規定により国立保養所に収容されている者（附則第十四項に規定する者を除く。）に対しては、前項の規定により読み替えられた第四条第一項の規定にかかわらず、その者の請求がなくても戦傷病者認定票を交付するものとする。

（戦傷病者認定票の交付を受けた者に関する経過措置）

5　附則第三項の一年を経過する際に現に戦傷病者認定票の交付を受けている者に対する戦傷病者手帳の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定医療機関に関する経過措置）

6　この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

（療養手当の支給に関する経過措置）

7　この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されて旧未帰還者援護法の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。）を受けている者の当該収容されていた期間（この法律の施行の日前の同日に引き続く期間に限る。）は、第十八条の規定の適用については、病院又は診療所に収容されて第十条の規定による療養の給付を受けている期間（この法律の施行の日以後の同日に引き続く期間に限る。）に通算する。

8　厚生大臣は、附則第四項の規定により戦傷病者認定票を交付する者で、この法律の施行の日の属する月の前月の月分について旧未帰還者援護法の規定による療養手当の支給を受けているものについては、第十八条第一項の規定にかかわらず、その者の請求がなくても療養手当を支給するものとする。この場合において、同条第三項中「療養手当の支給の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは、「この法律

の施行（附則第一項本文の規定による施行をいう。）の日の属する月」と読み替えるものとする。

（更生医療の給付等に関する経過措置）

9　この法律の施行の際、現に旧戦傷病者援護法の規定により更生医療の給付（更生医療に要する費用の支給を含む。）を受け、又は国立保養所に収容されている者は、第二十条の規定により更生医療の給付（更生医療に要する費用の支給を含む。）を受け、又は第二十二条の規定により国立保養所に収容されている者とみなす。

（適用関係）

10　この法律の施行前にすでに旧未帰還者援護法の規定による療養の給付を受ける権利を失つた者（第二条第二項第十一号に掲げる者に該当する者で、旧特別未帰還者給与法第一条の二に規定する者に該当しなかつたものを含む。）には、当分の間、第十条から第十九条までの規定は、適用しない。

11　第二条第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者に該当する者の当該各号に規定する負傷又は疾病（同条第三項及び第四項の規定によりこれらの負傷又は疾病とみなされるものを含む。）を除き、戦傷病者の公務上の傷病については、当分の間、第十条から第十九条までの規定は、適用しない。

12　戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条に規定する軍人軍属であつた者の同法第三条に規定する在職期間内における公務による負傷又は疾病（同法の規定により在職期間内における公務による負傷又は疾病とみなされるものを含む。）及び同法第二条に規定する準軍属であつた者の公務による負傷又は疾病（同法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるものを含む。）を除き、戦傷病者の公務上の傷病については、当分の間、第二十条から第二十二条までの規定は、適用しない。

13　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）に規定する旧軍人、旧準軍人及び旧軍属（以下「旧軍人等」という。）で同法又は恩給法の規定による増加恩給又は傷病年金を支給されている者及び旧軍人等でこれらの法律の規定による傷病賜金を支給された者並びにこれらの者の介護者を除き、戦傷病者及びその介護者には、当分の間、第二十三条の規定は、適用しない。

（実績の保障）

14　この法律の施行の際現に旧未帰還者援護法の規定により療養の給付（療養費の支給を含む。）を受けている者及びこれを受けることができる者で、この法律の規定により戦傷病者手帳の交付を受けることができないものについては、当分の間、政令の定めるところにより、療養給付認定票を交付して、療養の給付（療養費の支給を含む。）、療養手当の支給及び葬祭費の支給を行なうものとし、この法律の規定（第二条、第四条第一項から第三項まで及び第二十条から第二十三条までの規定を除く。）を準用する。

15　前項の場合における必要な読替え規定は、政令で定める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

16　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九条第三項、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二十二条第三項」を「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）」に、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項」を「戦傷病者特別援護法第十五条第四項

（第二十条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

17　この法律の施行前に行なわれた旧戦傷病者援護法又は旧未帰還者援護法の規定による更生医療の給付又は療養の給付に関しては、前項の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定は、なお、その効力を有する。

（厚生省設置法の一部改正）

18　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十三号の二の次に次の一号を加える。

六十三の三　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに療養の給付及び更生医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第五条第六十四号中「並びに」を「及び」に改め、「し、及び療養の給付の必要の有無を認定」を削る。

第十二条中第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二とする。

第十四条の三第四号ただし書を削り、同条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　戦傷病者特別援護法を施行すること。

第二十六条の三第一項中「旧軍人軍属」を「戦傷病者」に改める。

第二十九条第一項の表の援護審査会の項中「述べること」を「述べ、並びに戦傷病者特別援護法の定めるところにより、議決すること」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

19　身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十条」に改め、同条第四項中「戦傷病者特別援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に改める。

（地方税法の一部改正）

20　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）」を「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

21　この法律の施行前に行なわれた旧未帰還者援護法又は旧戦傷病者援護法の規定による療養の給付又は更生医療の給付に関しては、前項の規定による改正前の地方税法第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書の規定は、なお、その効力を有する。

（結核予防法の一部改正）

22　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項ただし書中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）」を「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）」に改める。

第三十五条第二項中「未帰還者留守家族等援護法」を「戦傷病者特別援護法」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

23　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第五条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第七条第一項第二号中「第十八条」を削り、「受けることができる者については」を「受けることができた者については、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の施行（同法附則第一項本文の規定による施行をいう。以下第三項において同じ。）の日前の日で」に、「これらの規定」を「未帰還者留守家族等援護法の規定」に、「受けることができる期間」を「受けることができた期間」に改め、同項に次の一号を加える。

三　戦傷病者特別援護法第十条の規定により療養の給付を受けることができる者については、当該療養の給付（療養費の支給を含む。）に係る療養を終わつた日

第七条第三項第二号中「第十八条」を削り、「受けることができる者については」を「受けることができた者については、戦傷病者特別援護法第十条の規定により療養の給付を受けることができる者については、当該療養の給付（療養費の支給を含む。）に係る療養を終わつた日

第十七条から第二十二条まで　削除

第四十条第一項中「行政不服審査法」の下に「（昭和三十七年法律第百六十号）」を加える。

第四十八条第一項中「第十七条又は第二十一条の規定により支給を受ける金品」を「金品」を削る。

第五十条第一項中「身体障害者福祉法に規定する援護の実施機関」を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

24　この法律の施行前に行なわれた旧戦傷病者援護法又は旧未帰還者援護法の規定による更生医療の給付に関しては、

また、」を削り、同条第二項中「この法律による療養の給付を行わず、又は」及びただし書を削り、同条第三項を削る。

第二十八条中「療養の給付並びに療養手当及び」及び「（以下「療養の給付等」という。）」を削り、「療養の給付等を受ける」を「障害一時金の支給を受ける」に改める。

第三十条中「療養の給付及び」を削り、「これらの給付事由」を「その支給事由」に改める。

第三十二条第一項中「金品」を「金銭」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

27　この法律の施行前に行なわれた旧未帰還者援護法の規定による療養の給付に関しては、同法第二十二条、第二十三条、第二十八条及び第三十六条の規定は、なお、その効力を有する。

28　この法律の施行前に行なわれた療養に係る旧未帰還者援護法の規定による療養費の支給に関しては、同法第二十四条、第二十八条、第三十条及び第三十六条の規定は、なお、その効力を有する。

29　この法律の施行前に旧未帰還者援護法第二十五条の規定に該当した者に関しては、同法同条の規定は、なお、その効力を有する。

30　この法律の施行前に旧未帰還者援護法の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。）を受けることのできる期間内に当該療養の給付に係る負傷又は疾病がなおつた者又はなおらないで当該期間を経過した者に関しては、同法第二十六条の規定は、なお、その効力を有する。

31　旧未帰還者援護法第十八条、第二十四条、第二十四条の二及び第二十五条の規定により支給される金品については、同法第三十二条第一項の規定は、なお、その効力を有する。

32　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

33　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）」を「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）」に改め、「、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

34　この法律の施行前に行なわれた旧未帰還者援護法又は旧戦傷病者援護法の規定による療養の給付又は更生医療の給付に関しては、前項の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第一項第一号の規定は、なお、その効力を有する。

（大蔵・厚生・運輸・自治・内閣総理大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）